

平成 26 年 6 月 25 日

北九州市中小企業振興条例（案）

前文

本市は、明治以来、ものづくりを基幹産業としながら、建設業、卸・小売業、サービス業など多くの企業が集積する産業都市として発展してきた。その発展を支えているのが、創意工夫をこらした特色ある事業活動を行うことによって、最先端の技術と優秀な人材を提供し続けてきた中小企業である。

中小企業は、その経済活動による本市経済への寄与にとどまらず、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできないものである。

近年、本市の中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化による消費の減退などにより、厳しさを増している。

今こそ、本市の中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を、中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていかなければならない。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、北九州市中小企業振興条例を制定する。

【解説】

本条例を制定するに至った経緯を明確にするために前文を置いています。

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を、中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくためにこの条例を制定することとしたものです。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

【解説】

この条例は、中小企業の健全な発展と市民生活の向上を図ることを目的としています。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 市内で事業活動を行う者のうち、中小企業者以外のものをいう。
- (4) 小規模企業者 法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に係る研究及び事業化の促進に取り組む機関をいう。

【解説】

この条例で用いられる用語の定義です。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化（以下「経営改善等」という。）に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することを基本として推進されなければならない。

【解説】

この条例は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に向かって自主的に努力した上で、市、中小企業団体、大企業者、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することによって中小企業の振興が推進されるという考え方に立っています。

(中小企業者の責務)

第 4 条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、その経営の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、人材の育成に努めるものとする。
- 4 中小企業者は、中小企業団体が中小企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

人材の育成など、中小企業の振興を図るために当事者である中小企業者が取り組むべき事項を責務（努力義務）として規定しています。

平成 26 年 6 月 25 日

(中小企業団体の責務)

第 5 条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者とともに、第 3 条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を図るために中小企業団体が取り組むべき事項を責務（努力義務）として規定しています。

(大企業者の責務)

第 6 条 大企業者は、中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第 3 条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を図るために大企業者が取り組むべき事項を責務（努力義務）として規定しています。

(金融機関の責務)

第 7 条 金融機関は、中小企業者の事業活動に対し、必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を図るために金融機関が取り組むべき事項を責務（努力義務）として規定しています。

(市民の協力)

第 8 条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を図るために市民が取り組むべき事項を責務（努力義務）として規定しています。

(市の責務)

第 9 条 市は、第 3 条に規定する基本理念にのっとり、中小企業者の経営改善等を促進するための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

平成 26 年 6 月 25 日

- 3 市は、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進するよう努めなければならない。
- 4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。
- 5 市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならない。
- 6 市は、出資団体（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 1 項に規定する法人をいう。）、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。
- 7 市は、中小企業者が安心して暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等の関係機関と連携してその安全の確保に努めなければならない。
- 8 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進するよう努めなければならない。

【解説】

中小企業の振興を図るために市が取り組むべき事項を責務（努力義務）として規定しています。

市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等（4 項）、指定管理者の指定（5 項。公共施設の管理を行う団体）を行うに際等に、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならないこと等を規定しています。

（小規模企業者への配慮）

第 10 条 市は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

【解説】

市が、この条例を運用するに当たっては特に小規模事業者に配慮することを規定しています。

平成 26 年 6 月 25 日

(地域商業の活性化)

第 1 1 条 市は、商店街（北九州市商店街の活性化に関する条例第 2 条第 1 号に規定する商店街をいう。）の活性化を図るための必要な施策を講ずるに当たっては、その施策が中小企業の支援に資するものとなるよう努めるものとする。

【解説】

中小企業者が行う事業活動の中で、市民生活と特に関連が深い商店街の活性化について必要な施策を講ずることを規定しています。

(財政上の措置)

第 1 2 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

市が、中小企業の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(議会への報告等)

第 1 3 条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

【解説】

この条例に基づいて市が行う基く中小企業の振興施策の進行状況をチェックするため、市長に、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表しなければならないことを義務づけています。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。